75歳以上の人

※一定の障がいがある人は65歳からとなります。

平成20年4月から 後期高齢者医療制度が始まります

~老人保健制度から後期高齢者医療制度へ~

○問い合せ先 山口県後期高齢者医療広域連合会事務局 (☎ 083-921-7110) 健康増進課年金老人医療係 (☎ 82-1178)

現在,75歳(一定の障がいのある人は65歳)以上の人は,国民健康保険などに加入しながら「老人保健制度」により医療を受けていますが,4月からは高齢者だけの新しい医療制度である「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けることになります。(国民健康保険や会社の健康保険などからは自動的に脱退します。)

◎保険証はどうなるの?

平成 20 年 3 月まで

国民健康保 険証または 会社の健康 保険証

老人保健制 十 度の医療受 給者証



※国民健康保険 や会社の健康 保険などから は自動的に脱 退します。

平成 20 年 4 月から

後期高齢者 医療制度の 保険証

- ○一人に 1 枚交付されます。
- ○3月中にご自宅に郵送されます。

◎被保険者(後期高齢者医療加入者)はどんな人?

- 75 歳以上のすべての人
- 65 歳から 74 歳までの人で、一定の障害があることについて山口県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人
- ※加入時に届け出の必要はありません。

○ 4 月以降に 75 歳になる人は・・・

75歳の誕生日当日から自動的に被保険者となります。保険証は誕生日に間に合うようにご自宅に郵送されます。

◆障がいのある 65 歳から 74 歳までの人 で、老人保健医療受給者証をお持ちの人

現在、一定の障がいがあると認定され、老人保健 に加入している人は、4月以降自動的に後期高齢 者医療の被保険者となります。後期高齢者医療制 度に加入しない場合は、3月31日までに健康増 進課へ「障害認定の申請を撤回する届け出」をす る必要があります。

※「障害認定の申請を撤回する届け出」は、制度加入後もいつでも行うことができます。

◎医者にかかる時の医療費はどうなるの?

○現行の老人保健と同様に、医療費の一部(1割または3割)を窓口で負担します。

負担	課税所得が 145 万円以上	3割負担
割合	上記以外	1割負担

※月ごとの窓口負担上限額は老人保健制度と同じです。

○給付についても今まで同様に受けることができます。

給付の	入院時の食事代	自己負担分以外を支給	
— 例	1 か月に支払った医療費が高額になった	自己負担限度額を超えた金額を支給	
	被保険者が亡くなった	葬儀を行った人に葬祭費(5万円)を支給	